

○京都府立大学京都地域未来創造センター規程

(平成 29 年京都府立大学規程第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府立大学学則（平成 20 年京都府立大学規則第 1 号）第 10 条の規定により、京都府立大学京都地域未来創造センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、京都府の知の拠点として、府民、NPO、行政、企業等と協働して教育・研究を推進し、その成果を広く府民や社会に還元し、地域の文化及び産業の振興並びに地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 センターは次に掲げる事項を実施する。

- (1) 京都府内の地域課題に係る調査研究・政策研究に関すること。
- (2) 地域社会の諸活動に対する専門的な支援に関すること。
- (3) 行政等との共同研究及び受託研究等に関すること。
- (4) 行政職員等の政策立案能力等の向上に関すること。
- (5) 地域づくり人材の育成に関すること。
- (6) 研究の推進及び府民等への研究成果の還元に関すること。
- (7) 活動に係る情報発信に関すること。
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 4 条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長 2 名以内
 - (3) 企画調整マネージャー
 - (4) 文学部及び公共政策学部から選出された各 1 名並びに生命環境科学研究科及び農学食科学部和食文化科学科から選出された 2 名の教員（以下「連携推進員」という。）
- 2 センター長は、学長が指名する。
 - 3 副センター長は、センター長の指名により学長が任命する。
 - 4 企画調整マネージャーは、センター長が指名する。
 - 5 連携推進員は、所属学部又は研究科の長の内申に基づき学長が任命する。
 - 6 センターに特任教員を置くことができる。その選考は第 7 条に定める運営会議において行うものとする。
 - 7 その他、センター長は学長の下承を得て、必要と認めた者を置くことができる。

(職務)

第5条 センター長は、センターの業務を総括する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指定した副センター長がその職務を代行する。
- 3 企画調整マネージャーは、センター長及び副センター長を補佐し、担当の事務を管理する。
- 4 連携推進員は、センターの企画運営に当たるほか各学部及び研究科との連絡・調整を行う。

(任期)

第6条 第4条第1項に定める者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第7条 センターの運営及び業務の推進に関する事項を協議するため、センター長は運営会議を開催するものとする。

- 2 運営会議は第4条第1項に掲げる者をもって構成し、センター長が必要と認めるときは、それ以外の者を参加させることができる。

(連携推進会議)

第8条 センター長は、センターの取組について意見を得るため、京都府等学外からの出席を求め、連携推進会議を開催することができる。

- 2 連携推進会議に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。